

# 第71回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議

日 時：令和4年8月3日（水）

10：30～

場 所：南棟2階 第3応接室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部局発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
(新型インフルエンザ等対策本部)の対応状況

1 開催趣旨

- ・ 検査・医療提供体制の更なる充実等に向けた対応の確認とそれらに要する経費についての予算のとりまとめ
- ・ 夏祭りや帰省・旅行等における感染防止対策についてのお願い

2 発生状況等

- ・ 別紙「新型コロナウイルス感染症について」(健康福祉部)のとおり

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日に青森県危機管理指針を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部(新型インフルエンザ等対策本部)」に移行。

<本部会議の開催状況>

○令和2年

2月～3月 第1回～第7回

(移行後)

3月～12月 第1回～第29回

○令和3年

1月 第30回8日

2月 第31回5日、第32回18日

3月 第33回8日、第34回19日、第35回29日

4月 第36回1日、第37回2日、第38回9日、第39回16日、第40回23日、  
第41回28日

5月 第42回12日、第43回31日

6月 第44回9日、第45回21日

7月 第46回12日

8月 第47回2日、第48回11日、第49回19日、第50回27日、第51回30日

9月 第52回10日、第53回17日、第54回28日

11月 第55回18日、第56回24日

12月 第57回3日

○令和4年

1月 第58回7日、第59回12日、第60回19日、第61回25日

2月 第62回7日、第63回18日

3月 第64回4日、第65回18日、第66回29日

4月 第67回6日、第68回18日

5月 第69回31日

7月 第70回22日

(2) 対策本部各部の対応（アンダーライン：前回からの主な追加等）

主に令和3年度以降実施した対策等は以下のとおり

**【統括調整部】**

- ・「全国的又は大規模な催物の開催に伴う県への事前相談」について、内閣官房からの事務連絡を踏まえ、青森県庁ウェブサイトを受付窓口を設置(R3. 7. 6～R3. 11. 24)
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの実施(R3. 9. 1～9. 30)
  - 県に事前相談があった民間主催イベント等に対し中止・延期を含めた検討と実施する場合の感染防止対策の強化について協力依頼
  - 市町村主催イベント等における県の取扱いに準じた対応等の協力依頼
  - 市町村等有施設における県有施設に準じた対応等の協力依頼
  - 大学等における学生への注意喚起の徹底について協力依頼
  - 県民等に対する更なる協力要請
  - 八戸市中心街飲食店（酒類提供）へ営業時間短縮の協力要請(R3. 9. 1～9. 12)
- ・R3. 11. 25以降のイベント開催に当たっての取扱いについて、青森県庁ウェブサイトに掲載するとともに、同サイトにおいて「感染防止安全計画」の受付を開始(R3. 11. 25～)
- ・感染防止対策等の強化(R4. 1. 20～4. 10)
  - 県民等に対する更なる協力要請等
  - 市町村等有施設における県有施設に準じた対応等の協力依頼
  - 大学等における学生への注意喚起の徹底について協力依頼
- ・まん延防止等重点措置の適用(R4. 1. 27～3. 21)
  - 重点措置区域：弘前市
  - ✓ 県民向け要請：外出・移動の制限や飲食店等の利用・会食等について要請
  - ✓ 事業者向け要請：飲食店等への営業時間の短縮等の要請、大規模集客施設への対策強化の要請、イベントの開催制限の人数上限強化の要請（全県対象）、職場への出勤等に係る対策強化の要請

**【総務部】**

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に随時通知
- ・総務部関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について、訪問または文書で周知（R3. 5. 13～5. 21）
- ・各私立学校及び各私立学校設置者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の更なる徹底について文書で依頼（R3. 8. 23）
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの実施(R3. 9. 1～9. 30)
  - 各私立学校及び各私立学校設置者に対し、私立学校における感染拡大防止対策について周知（パッケージの取組を踏まえ R3. 8. 27 に通知）
  - 関係7団体に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・各私立学校及び各私立学校設置者に対し、青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの終了及び10月1日以降の感染拡大防止対策について文書で依頼（R3. 9. 29）
- ・各私立幼稚園及び関係団体に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について文書で依頼（R3. 10. 15）

- ・感染防止対策等の強化(R4. 1. 20～4. 10)
  - 関係6団体に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - 関係4団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・感染拡大時に優先して継続すべき業務について緊急点検を実施するよう庁内各課に通知(R4. 1. 20)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な者への対応等について、総務省通知の主旨に沿って柔軟かつ適切に対応するよう各地域県民局県税部に通知(R4. 2. 14)
- ・国における所得税等の申告期限の延長に係る対応等を踏まえ、県税(個人事業税)に係る申告期限の延長を簡易な方法により申請することができることとする旨、各地域県民局県税部に通知(R4. 2. 15)
- ・新型コロナウイルス感染者等の発生により機能維持及び業務継続が困難となった市町村等に対する応援職員派遣体制を整備(R4. 3. 17)

### 【企画政策部】

- ・新型コロナウイルス感染症関連情報について、県庁ホームページのトップに大きなバナーや緊急情報欄を設け、情報へのアクセス性を高めるとともに、年度当初の新聞、テレビ、ラジオ等の広報計画を調整し、県民に対する広報を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に係る以下の動画を県庁YouTubeアカウントにてライブ配信(①及び③、R2. 12. 16～)及びオンデマンド配信するとともに、当該動画を県庁ホームページ、Twitter、Facebookに掲載
  - ①新型コロナウイルス感染症危機対策本部会議における「知事メッセージ」動画
  - ②知事による「県民の皆さまへのお願い」動画
  - ③健康福祉部による新型コロナウイルス感染症患者発生報告動画
- ・新型コロナウイルス感染症関連情報について以下の広報を実施(R2. 4～)
  - ①新型コロナウイルス感染症に係る総合サイトやTwitter広告による情報発信
  - ②感染症対策についての新聞広告やポスターによる注意喚起
  - ③テレビ・ラジオの情報番組とタイアップした広報及びラジオ30秒スポットCMによる広報
- ・【青い森鉄道株】利用者に直接対応する駅員及び乗務員は基本的にマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示(R2. 2～)
- ・【青い森鉄道株】東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等と呼びかけると共に、駅の消毒作業及び車内の抗菌・抗ウイルス加工、適切な換気を実施(R2. 4. 1～)
- ・【青い森鉄道株】朝の時間帯の車内窓開け換気を追加して実施(R2. 6. 26～)
- ・統計調査員に対し、調査員説明会等で新型コロナウイルス感染症への対応について依頼(R2. 4～)
- ・新型コロナウイルス感染症の克服に向けた県民全体の気運醸成のため、感染拡大防止等に関する動画の作成・発信や、県民生活を最前線で支える方々への感謝・応援キャンペーン等を実施する「あおもりオベーション」を実施(R2. 5～)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活意識等の変化を踏まえ、更な

- る移住促進を図るため、インターネット広告や動画によるプロモーション、オンライン移住イベント等を実施(R2.10～)
- ・国内航空路線の早期復便・維持を図るため、利用促進に向けた旅行商品造成支援や各路線のPR等を実施(R3.4～R4.3)
  - ・路線バスにおける接触感染対策を図るためのICカード導入に係る経費を補助する「生活交通バスICカード導入推進事業」を実施(R3.10～)
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、青い森鉄道線の駅トイレの洋式化を実施(R2.10～R4.3)
  - ・青い森鉄道線における外国人観光客の利便性を確保するための利用方法等を紹介する多言語対応のウェブコンテンツ作成を実施(R3.4～R4.3)
  - ・青い森鉄道線における接触感染対策を図るためのICカード導入に関する可能性調査を実施(R3.4～R4.3)
  - ・青い森鉄道線において定期外利用促進キャンペーンを実施(R3.10～R4.2)
  - ・JR主要4駅(新青森駅、八戸駅、青森駅、弘前駅)への非接触型自動体温測定装置を設置(R3.4.17～5.9)
  - ・乗合バス・ターミナル、JR・青い森鉄道・民鉄主要駅、生活航路、空港への注意喚起ポスターを掲示(R3.4.17～5.31)
  - ・交通事業者に対し、駅・車両等における感染防止対策の徹底及び利用者に対する感染防止対策への協力に係る呼掛けについて、協力依頼(R3.4.17～5.31)
  - ・地域公共交通の維持のための「地域公共交通維持特別対策事業」及び交通事業者による今後を見据えた取組や地域経済の活性化に資する取組を支援する「地域公共交通利活用促進特別対策事業費補助」を実施(R3.4～)
  - ・地域公共交通の機能維持のための「地域公共交通事業継続特別対策事業」により、地域公共交通事業者の事業継続を支援(R3.12～R4.3)
  - ・民営鉄道の運行維持のための「民営鉄道事業継続特別対策事業費補助」により、民営鉄道事業者の運行維持に要する経費を支援(R4.3)
  - ・航空ネットワーク維持のための「航空ネットワーク基盤等維持対策事業」により、空港管理会社が行う国内航空会社に対する施設使用料の減免に要する経費を支援(R3.4～R4.3)
  - ・交通関係団体・事業者及びマスコミ各社に対し、事業所等における感染防止対策の徹底について訪問又は文書による働きかけを実施(R3.5.17～5.24)
  - ・オリンピック聖火リレーの実施方法について、県内の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて見直し(R3.5.28)
  - ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ(R3.9.1～9.30)
    - 県主催の6イベント等(50名以上参加予定)を中止・延期
    - 三沢航空科学館の休館
    - 緊急対策パッケージに伴うポスターによる注意喚起
    - 知事によるテレビ・ラジオ30秒スポットCM(R3.9.6～9.30)など集中広報
    - 関係36団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - ・感染防止対策等の強化(R4.1.20～4.10)
    - 県主催の青森県型地域共生社会推進フォーラム(50名以上参加予定)を延期
    - 三沢航空科学館の休館

- ▶ 感染防止対策等の強化に伴うポスターによる注意喚起
- ▶ 関係 36 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ▶ 基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるテレビ CM (R4. 2. 23～) の放映
- ▶ 知事によるテレビ 15 秒スポット CM (R4. 3. 15～3. 19) による集中広報
- ▶ 関係 30 団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・市町村が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び地域経済の維持・回復に向けた緊急的な取組を支援するため「令和 3 年度青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金」30 億円を創設（令和 4 年 2 月専決処分）。
- ・徹底した感染防止対策を講じたうえでの三沢航空科学館の開館（R4. 4. 12～）
- ・交通事業者に対し、感染拡大防止に係るポスターによる注意喚起（R4. 4. 11～R4. 5. 31、R4. 7. 26～R4. 9. 30）
- ・春祭りやイベント等における会食等による感染拡大を防止するため、以下の広報を実施
  - ①ポスターによる注意喚起（R4. 4. 11～）
  - ②ホームページ、SNS による情報発信（R4. 4. 12～）
  - ③テレビ CM による広報（R4. 4. 15～5. 8）
- ・関係 8 社に対し、「濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査の取扱いについて」（R4. 4. 28 付け保健医療調整本部）の通知を実施
- ・夏祭りやイベント等における会食等による感染拡大を防止するため、以下の広報を実施
  - ①ポスターによる注意喚起（R4. 7. 26～）
  - ②ホームページ、SNS による情報発信（R4. 7. 26～）
  - ③テレビ CM による広報（R4. 7. 28～）

#### 【環境生活部】

- ・インターネットを中心とする誹謗中傷を防止するため、ネット上の誹謗中傷を早期に発見・対応し、誹謗中傷の抑止を図る「STOP！コロナ誹謗中傷」ネット監視チームを環境生活部内に設置（R2. 11. 4～）
- ・新型コロナウイルス感染症に関連して、差別的取扱い等を受けていると感じている県民の問題を幅広く受け止め、関係機関と連携しながら適切な解決に結びつけるため、「STOP！コロナ差別相談窓口」を開設（R3. 5. 18～）
- ・新型コロナ感染症ウイルス感染症の感染防止の徹底について、環境生活部関係団体に対する働きかけを実施（R3. 5. 18～5. 27）
- ・環境生活部関係団体に対し、夏休み期間中における留意事項（R3. 7. 16 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）についての通知を実施（R3. 7. 26～8. 2）
- ・環境生活部関係団体に対し、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等（R3. 8. 17 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）についての通知を実施（R3. 8. 23～8. 25）
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ（R3. 9. 1～9. 30）
  - ▶ 県主催の 9 イベント等（50 名以上参加予定）を中止・延期

- 白神山地ビジターセンター等の所管する 3 施設を休館
- 関係 58 団体に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・感染防止対策等の強化(R4. 1. 20～4. 10)
  - 県主催の 3 イベント等 (50 名以上参加予定) を中止・延期
  - 白神山地ビジターセンター等の所管する 3 施設を休館
  - 関係 60 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - 関係 60 団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - 関係 60 団体等に対し、「本県の濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について」(R4. 3. 29 付け保健医療調整本部) の通知を実施
- ・白神山地ビジターセンター等の所管する 3 施設を再開 (R4. 4. 11～)
- ・関係 60 団体等に対し、「濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査の取扱いについて」(R4. 4. 28 付け保健医療調整本部) の通知を実施

### 【健康福祉部】

- ・社会福祉法人青森県共同募金会において、困りごとを抱える家庭等に対する支援活動への助成を実施 (R4. 7. 11 現在 助成決定：102 団体/助成額 15,610,000 円)
- ・院内感染を防止するため、医療機関におけるオンライン診療実施に要する経費を補助(R2. 5～)
- ・クラスターの発生を受け、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について、改めて障害福祉サービス事業所等に対し周知・依頼 (R3. 4. 1)
- ・新型コロナウイルス感染症の院内感染対策の徹底について、改めて医療機関等に対し依頼 (R3. 4. 14)
- ・春祭り及びゴールデンウィークにおいて人の流れの増加が見込まれることから、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る業種別ガイドラインの遵守について、改めて関係生活衛生同業組合に対し周知・依頼 (R3. 4. 15)
- ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る飲食店見回り調査の実施について、関係生活衛生同業組合等へ周知・依頼 (R3. 4. 15)
- ・春まつり・大型連休を控え、知事メッセージや各ガイドライン等を踏まえた新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について、改めて介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等及び福祉関係団体へ周知・依頼 (R3. 4. 16～4. 22)
- ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る飲食店見回り調査の実施 (R3. 4. 17～)
- ・クラスターの発生を受け、改めて保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について市町村に対し周知・依頼 (R3. 5. 7)
- ・クラスターの発生を受け、改めて医療機関、薬局等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び職員の健康管理等の徹底について依頼 (R3. 5. 12)
- ・クラスターの発生を受け、改めて介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、入所型児童福祉施設、無料低額宿泊所、救護施設等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について周知 (R3. 5. 12)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について、健康福祉部関係団体を

- 訪問し、会員又は傘下団体等への注意喚起を図るよう協力依頼（R3. 5. 17～）
- ・飲食店における感染防止対策の徹底を図るため、県による第三者認証制度を実施するとともに、認証取得等に向けた飲食店の感染防止対策を支援する経費として、飲食店感染防止対策認証事業費を補正予算計上し、申請受付を開始（令和3年度5月専決処分、R3. 6. 9～）
  - ・クラスターの発生を受け、改めて保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について市町村に対し周知・依頼（R3. 6. 3）
  - ・介護サービス事業所等における感染拡大防止対策への支援に、病床ひっ迫等によりやむを得ず施設内療養を行う場合の補助を追加（R3. 6. 14～）
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、生活福祉資金特例貸付を借り終えたものの、なお困窮している世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護への支給につなげるための新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付を開始（令和3年度6月補正予算、R3. 7. 1～）
  - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給（令和3年度6月補正予算）
  - ・ワクチン集団接種に係る医療従事者の派遣及び個別接種に係る医療機関の体制強化等に要する費用を計上（令和3年度6月補正予算）
  - ・環境保健センターにおけるPCR検査機器等の整備に要する費用を計上（令和3年度6月補正予算、令和3年度11月補正予算）
  - ・夏休み期間中における留意事項（R3. 7. 16 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）について、高齢福祉関係団体に対し会員等への周知依頼の文書を発出（R3. 7. 26）
  - ・青森市の理美容店においてクラスターが発生したことから、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について、各生活衛生同業組合に対し、組合員等への周知を依頼（R3. 8. 2）
  - ・クラスターの発生を受け、改めて保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について市町村に対し周知・依頼（R3. 8. 20）
  - ・改めて新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について、児童福祉施設等に対し周知（R3. 8. 23）
  - ・複数の理美容店においてクラスターが発生したことから、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について、関係生活衛生同業組合に対し、組合員等への周知を依頼（R3. 8. 24）
  - ・広域接種会場の設置等に要する経費を計上（令和3年度8月専決処分）
  - ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ（R3. 9. 1～9. 30）
    - 県主催の6イベント等（50名以上参加予定）を中止・延期
    - 県民福祉プラザ等の所管する5施設を休館等
    - 関係53団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
    - 医療提供体制の充実・強化
      - ・入院病床を337床へ増床（期間中+35床）
      - ・宿泊療養施設を470室へ増室（期間中+150室）
      - ・自宅療養者への対応の強化や後方支援医療機関の追加確保を実施



- ・感染拡大地域における高齢者施設等に対する一斉PCR検査体制の継続確保及び施設での抗原簡易キット等の積極的な活用の呼びかけを実施
  - ・市町村と連携したワクチン接種の推進を継続するとともに県による広域接種を3市（青森、弘前、八戸）で実施することとし9/18から受付開始
- ・クラスターの発生を受け、改めて保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について市町村に対し周知・依頼（R3. 10. 11）
- ・市町村及び保育4団体を通じ、全施設に対しクラスター発生施設の具体例や留意事項を示し、感染防止対策の徹底について周知・依頼（R3. 10. 14）
- ・クラスターの発生を受け、改めて施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について保育施設を除く社会福祉施設等に対し周知・依頼（R3. 10. 20）
- ・宿泊療養施設を700室へ増室（R3. 10. 22～）
- ・医療機関における感染拡大防止に留意した面会の実施方法について各病院等に対し周知（R3. 11. 25）
- ・介護・障害福祉サービス事業所における感染拡大防止に留意した面会の実施方法について各事業所に対し周知（R3. 11. 25）
- ・介護・障害福祉サービス事業所等における感染防止対策に要する経費を計上（令和3年度11月補正予算）
- ・入院時等の患者移送業務を外部委託するのに要する経費を計上（令和3年度11月補正予算）
- ・自宅療養者の健康観察体制の強化等に要する経費を計上（令和3年度11月補正予算）
- ・ワクチン・検査パッケージ制度等に必要な検査を無料とするワクチン・検査パッケージ等定着促進事業を実施（R3. 12. 24～）
- ・青森県保健・医療提供体制確保計画における目標確保病床数を達成（R3. 12. 27）
- ・飲食店等における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージ制度の適用事業者登録を開始（R3. 12. 27～）
- ・感染不安を感じる無症状の県民の方を対象とした、感染拡大傾向時の一般検査事業を実施（R4. 1. 12～）
- ・感染防止対策等の強化（R4. 1. 20～4. 10）
  - 県主催の2イベント等（50名以上参加予定）を中止・延期
  - 県民福祉プラザ等の所管する5施設を休館等
  - 関係36団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - 医療提供体制の充実・強化
    - ・宿泊療養施設の強化（R4. 4. 1 現在890室）
    - ・受験生用無料検査キットの配布
  - 関係36団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・弘前市内の高齢者施設及び障害者施設に対し、新型コロナウイルス感染症スクリーニング検査を実施（R4. 1. 25～3. 21）
- ・市町村を通じ、全保育施設に対し感染拡大の具体例や留意事項を示し、感染防止対策の徹底について周知・依頼（R4. 2. 4）

- ・青森県武田／モデルナ社ワクチン広域追加接種センターを県内3市に設置 (R4. 2. 25～3. 28)
- ・Web 会議を開催し、老人福祉施設関係団体に対し、施設内での感染防止策の徹底について周知・依頼。(R4. 3. 7)
- ・Web 会議を開催し、保育関係団体に対し、施設内での感染防止策の徹底について周知・依頼 (R4. 3. 9)
- ・介護サービス事業所等に対し、まん延防止等重点措置終了後においても感染防止対策を徹底するよう周知 (R4. 3. 24)
- ・抗原検査キットを活用した積極的検査として、「社会福祉施設等の職員及び利用者に対する検査」及び「県外からの転入者等に対する検査」を実施 (R4. 3. 30～)
- ・県有施設の開館 (県民福祉プラザ R4. 4. 11～、動物愛護センターR4. 4. 12～)
- ・新青森駅に臨時の検査拠点を設置 (R4. 4. 29～5. 8)
- ・県営広域追加接種会場を県内3市に設置 (R4. 5. 28～6. 19／6. 4以降は3回目接種に加えて4回目接種も併せて実施)
- ・県営武田社ワクチン (ノババックス) 接種会場を青森市内に設置 (R4. 6. 27～9. 26)
- ・市町村を通じ、全保育施設に対し子どものマスク着用の取扱いを含め、感染拡大の具体例や留意事項を示し、感染防止対策の徹底について周知・依頼 (R4. 5. 26)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底等について、介護サービス事業所、児童福祉施設及び障害者施設に対し周知 (R4. 7. 15)
- ・市町村を通じ、全保育施設に対し基本的な感染対策の徹底や感染者等が発生した場合の保健所への連絡など、感染防止対策の徹底について再度周知・依頼 (R4. 7. 15)

#### 【商工労働部】

- ・新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者の資金繰り支援について、R3. 4. 1 付けで経営安定化サポート資金「災害枠」に新型コロナウイルス感染症を継続指定し、感染症対策分の融資枠 600 億円を確保するとともに信用保証料の補助 (30%) を実施 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)
- ・地域金融推進協議会において、金融機関及び商工団体に対し、事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援の実施を要請 (R3. 7. 26)
- ・青森県よろず支援拠点 (21 あおもり産業総合支援センター内) の特別相談窓口において、電話相談対応を開始 (R2. 2. 19～)
- ・県立職業能力開発校における対策等  
 訓練生が就職活動のため県外との往来が必要になる場合の基本的な方針を各校へ通知 (R3. 4. 23)  
 コロナ禍におけるオープンキャンパス等各種イベントの開催についての留意事項を各校に通知 (R3. 5. 27) (R4. 6. 23 再通知)  
 青森県教育委員会における対応を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを一部改正し通知 (R3. 9. 8)
- ・第2回「コロナ離職者等雇用促進庁内連絡会議」を開催 (R3. 4. 26)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者等向けに、国・県・市町

- 村・支援機関等の支援情報をワンストップで閲覧できる事業者支援情報ポータルサイト「あおビズサーチ」を開設（R3. 3. 17～）
- ・商工3団体を通じ、中小企業等に対する感染防止対策の注意喚起（R3. 4. 7）
- ・新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進事業費補助金に感染防止対策メニューを追加し、青森県中小企業団体中央会において公募開始（R3. 4. 21）
- ・R3. 4. 23 付けの青森市繁華街の接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象とした特措法第 24 条第 9 項に基づく営業時間短縮の協力要請に関連し、同日付け専決処分により、感染防止対策を徹底した上で要請に協力した対象施設を運営する事業者に対し、青森市を通じて協力金を支給する制度を創設（R3. 5. 10 申請受付開始、R3. 6. 10 申請受付終了、R3. 6. 28 支給完了：支給件数 540 店舗）
- ・令和 3 年度新型コロナウイルス感染症による離職者等就労支援事業費補助金の募集開始（R3. 5. 6 申請受付開始、R3. 11. 30 申請受付終了、交付決定件数：68 件）（令和 3 年度 9 月補正予算で 10,000 千円増額し、総額 20,000 千円で実施）
- ・商工団体、金融機関など所管団体への働きかけや会議等での説明、メールマガジン配信等を通じて、事業所等における感染防止対策徹底の重要性を周知（R3. 5. 13～）
- ・商工三団体を通じ、県内企業等に対してテレワークによる出勤者数の削減を要請（R3. 5. 24）
- ・支援情報が届きにくい離職者へ情報を届けるため、商工労働部と健康福祉部が連携し、再就職支援と生活支援の施策を一体的に盛り込んだチラシを作成。就労施設、商工・労働団体、福祉事務所や福祉団体等に対し、チラシの設置等周知を依頼（R3. 5. 25）
- ・21 あおもり産業総合支援センターにおいて、新事業展開等促進補助事業（販路開拓コース・新事業開発コース）を創設（令和 3 年度事業：募集開始 R3. 6. 15 募集終了 R3. 7. 13（販路開拓コース）・R3. 7. 27（新事業開発コース））（令和 4 年度事業：募集開始 R3. 12. 1 募集終了 R4. 1. 14（新事業開発コース））
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象とした企業説明会参加企業募集を開始（R3. 6. 21）（R3. 8 から県内 4 か所で順次開催～R4. 2）
- ・中小企業者等事業継続支援金の申請受付開始（R3. 7. 26）。同支援金に係る予算増額（令和 3 年度 9 月及び 10 月専決処分）。（R3. 12. 2 支給完了、支給件数：21,628 件）
- ・あおもり北彩館オンラインショップで県産品（生鮮品を除く）を購入した際に、販売金額の 30%分のポイントを還元するキャンペーン（青森県メイドインあおもり応援事業）を実施（R3. 7. 30～R4. 2. 28）
- ※更なる販売促進を図るため、生鮮品もポイント還元対象に拡大（R3. 10. 15）
- ・八戸市中心街の飲食店を対象とした特措法第 24 条第 9 項に基づく営業時間短縮の協力要請（R3. 9. 1～9. 12）に関連し、R3. 8. 30 付け専決処分により、感染防止対策を徹底した上で要請に協力した対象施設を運営する事業者に対し、八戸

- 市を通じて協力金を支給する制度を創設(R3. 9. 13 申請受付開始、R3. 10. 29 申請受付終了、R3. 11. 19 支給完了：支給件数 501 店舗)
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ(R3. 9. 1～9. 30)
    - ▶ 県主催の 4 イベント等(50 名以上参加予定)を中止・延期
    - ▶ 関係 118 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - ・県内飲食店の需要喚起を図るため、あおもり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店の利用を促進するキャンペーンを実施(参加店募集：R3. 11. 10～R4. 2. 18、キャンペーン実施：R3. 11. 19～R4. 1. 10)
  - ・「第 3 回コロナ離職者等雇用促進庁内連絡会議」を開催(R3. 11. 11)
  - ・令和 3 年 12 月、コロナ離職者等と人材不足分野等のマッチングを支援するイベント「つながる仕事フェア青森」を県内 3 会場において開催。(弘前会場 R3. 12. 17、八戸会場 R3. 12. 22、青森会場 R3. 12. 24、相談件数 212 件)
  - ・感染防止対策等の強化(R4. 1. 20～4. 10)
    - ▶ 関係 118 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
    - ▶ 関係 118 団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - ・弘前市の飲食店を対象とした特措法第 31 条の 6 第 1 項等に基づく営業時間短縮の要請(R4. 1. 27～2. 20、2. 21～3. 6、3. 7～3. 21)に関連し、R4. 1. 25 付け及び 2. 18 付け専決処分により、要請に応じた対象施設を運営する事業者に対し、弘前市を通じて協力金を支給する制度を創設(R4. 2. 16 申請受付開始)
  - ・国が創設した、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者に対し地域や業種を問わず、売上高減少額を基準に算定した額が一括給付される事業復活支援金について周知を行った。(申請期間：R4. 1. 31～5. 31。受付は事業復活支援金事務局 TEL：0120-789-140)
  - ・アツギ東北(株)むつ事業所の生産業務終了に伴い、約 500 人規模の離職者が発生し、下北地域の雇用情勢が急激に悪化することが懸念されることから、同地域におけるコロナ離職者の就労の場を確保するため、地域の雇用を創出・提供する「地域雇用特別創出事業」(R4. 3. 25～)などを実施。
  - ・21 あおもり産業総合支援センターにおいて、新事業展開等促進補助事業(販路開拓コース令和 4 年度事業)を募集。(第 1 期 R4. 4. 25～R4. 5. 31、第 2 期 R4. 8. 16～R4. 9. 16)
  - ・「第 4 回コロナ離職者等雇用促進庁内連絡会議」を開催(R4. 4. 27)
  - ・令和 4 年度コロナ禍における求人情報発信支援事業費補助金の募集開始(R4. 5. 2 申請受付開始)
  - ・商工三団体を通じ、県内企業等に対して新型コロナウイルスワクチンの追加接種の促進への協力を要請(R4. 5. 13)
  - ・令和 4 年度ジョブカフェあおもりコロナ対応支援強化事業におけるウーマンキングカフェ(女性専用相談ブースの設置及びセミナー等の実施)の開設(R4. 6. 7～)
  - ・新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者の資金繰り支援について、R4. 4. 1 付けで経営安定化サポート資金「災害枠」に新型コロナウイルス感染症を継続指定し、感染症対策分の融資枠 100 億円を確保

するとともに信用保証料の補助（30％）を実施（R4. 4. 1～R5. 3. 31）

- ・ 県内飲食店の需要喚起を図るため、あおもり飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店の利用を促進するキャンペーンを実施（参加店募集：R4. 7. 11～R5. 1. 20、キャンペーン実施：R4. 8. 10～R4. 9. 30、R4. 11. 1～R5. 1. 4）

#### 【農林水産部】

- ・ 消費者庁、農林水産省及び厚生労働省からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「食品表示基準及び米トレーサビリティ法の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載（R2. 4. 10～R3. 12. 31）
- ・ 農林水産省からの通知を受け、県が行う肥料の品質の確保等に関する法律に基づく各種手続についても弾力的運用等（申請書類等の受付期限の柔軟な対応等）を行うこととし、県ホームページ等にその概要等を記載（R2. 5. 1～）
- ・ 農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施（（農村整備）R2. 3. 6～、（林野）R2. 4. 24～、（水産）R2. 5. 22～）
- ・ コロナ禍に伴う入国制限により、外国人技能実習生等の受入れが困難となり、労働力不足が厳しさを増していることから、2年度に引き続き、農業法人等と求職者のマッチングを行う「農業労働力ワンストップ相談窓口」を設置・運営するほか、民間の大手求人検索サイトやラジオを活用した広報活動などにより、地域内の労働力の掘り起こしを推進（R3. 4. 1～R4. 3. 31）
- ・ 営農大学の令和3年度入校式について、手指消毒の徹底等のほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施（R3. 4. 7）
- ・ 感染拡大を受けて、Go To Eat キャンペーン青森県事務局などと連携しながら、飲食店に対して感染防止対策の徹底をお願いするとともに、キャンペーンの利用者に対してもテイクアウトを中心にするなど適切な利用について協力を働きかけた（R3. 4. 28）
- ・ 県内農林水産関係団体等76組織に対し、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と従業員への周知を働きかけ、協力依頼（R3. 5. 17～5. 26）
- ・ 農山漁村地域における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する臨時農業生産情報を発行し、農業者等へ注意喚起（R3. 5. 21）
- ・ 県産農林水産物や加工食品等の県内での消費拡大を促すため、県内量販店、道の駅、産地直売施設等の小売店で県産品を購入して応募すると景品が当たる「地産地消で元気あおもりキャンペーン」を実施（R3. 5. 22～7. 21）
- ・ 中食・外食需要の低迷により販売が落ち込む業務用米等の需要拡大・認知度向上に向けた県産米フェアの開催や、本県アンテナショップにおいて、「青森県産米まっしぐら送料無料キャンペーン」を実施（R3. 7. 1～）
- ・ 普段一緒にいる方との少人数の旅として、青森県内居住者を対象にお一人様1泊当たり5,500円引きで宿泊できる「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2021」キャンペーンを実施（2,000人泊）（R3. 7. 17～10. 31）
- ・ 営農大学の令和3年度学校説明会（オープンキャンパスと同時開催）を7日

に分散して開催（R3. 8. 2～8. 11）

- ・新型コロナウイルス感染拡大及び熱中症の防止に関する臨時農業生産情報を発行し、農業者等へ注意喚起（R3. 8. 3）
- ・食品売場における試食に替わる新たな消費宣伝活動や、県産品の需要拡大のための販売促進活動への支援及びキャンペーンの実施（R3. 8. 4～）
- ・県内の新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあることから、令和3年8月6日から当面の間、「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2021」キャンペーンの新規受付を一時停止（R3. 8. 6～10. 8）
- ・県内農林水産関係団体等76組織に対し、改めて、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と従業員への周知を働きかけ、協力依頼（R3. 8. 20）
- ・農林漁業者や関連事業従事者などの幅広い世代へ、感染防止対策の徹底を呼びかけるため、表紙の異なる9バージョンのリーフレットを作成し、県内農林水産関係団体や市町村農林担当課等に対して、青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ情報と併せて周知を働きかけ、協力依頼（R3. 8. 31）
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ（R3. 9. 1～9. 30）
  - ▶ 県主催の2イベント等（50名以上参加予定）について中止・延期
  - ▶ 「青森再発見！2021」の宿泊割引を一時停止（9. 4～9. 30）
  - ▶ 関係87団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・一時停止していた「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2021」キャンペーンを令和3年10月9日から再開し、キャンペーン期間を令和4年2月28日まで延長（R3. 10. 9～R4. 2. 28）
- ・県産酒の需要回復に向けて、県内小売店で県産酒を購入し県外へ発送して応募すると、県内酒造メーカーが推奨する県産酒が当たる「県産酒を買って贈って応援キャンペーン」を実施（R3. 11. 12～R4. 1. 31）
- ・県産食材の需要拡大を図るため、県内のキャンペーン参加飲食店で、県産品を使用したテイクアウトメニューを購入して応募すると県産品が当たる「地産地消で元気あおもり『飲食店テイクアウトキャンペーン』」を実施（R3. 11. 22～R4. 2. 10）
- ・県内の新型コロナウイルス感染症が再び拡大傾向にあることから、令和4年1月15日から当面の間、「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2021」キャンペーンの新規受付を一時停止（R4. 1. 15～）
- ・営農大学校の2学年研修旅行は中止（R4. 2. 14）。1学年保護者懇談会（R4. 2. 15）は4月28日へ延期。令和4年度入校説明会（R4. 2. 28）は資料送付で代替
- ・営農大学校の令和3年度卒業式は、出席者を卒業生、在校生（1名）、保護者及び職員に限定し、国歌斉唱のCD代用など規模・内容を縮小して実施（R4. 3. 5）
- ・感染防止対策等の強化（R4. 1. 20～4. 10）
  - ▶ 令和4年2月28日までの「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2021」キャンペーンを前倒し終了（～R4. 1. 31）
  - ▶ 県主催の4イベント等（50名以上参加予定）を中止・延期
  - ▶ 関係92団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - ▶ 関係92団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に関する臨時農業生産情報を発行し、春先の農作業が本格化する前に農業者等へ注意喚起（R4. 3. 24）
- ・「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2022」キャンペーンを令和4年5月21日から開始。（R4. 5. 21～10. 31）

#### 【県土整備部】

- ・県内各道の駅に対する感染防止対策の再徹底の周知とポケットティッシュの配置協力、及び市町村に対する協力要請（R3. 4. 13）
- ・県内高速道路のSA・PAへの啓発ポスター掲示と啓発ポケットティッシュの配置についてNEXC O東日本に対し協力を要請（R3. 4. 15）
- ・道路情報板に感染防止対策の啓発メッセージを表示（R3. 4. 15～）
- ・フェリー定期便を運航する船舶運航事業者等に対し、業種別ガイドライン遵守を依頼（R3. 4. 14）
- ・定期航空協会が策定した「航空分野における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の遵守について、エアライン及び空港ビルに対して協力を依頼（R3. 4. 14）
- ・青い森公園の複合遊具の使用を禁止（R3. 9. 1～9. 30）
- ・国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知（R3. 4. 28）
- ・（一社）青森県建設業協会などの関係団体及び企業（32団体）に直接訪問し、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底についての協力を要請（R3. 5. 17～5. 28）
- ・建設業における新型コロナウイルス感染予防対策実施の原則化について、県土整備部各所属長及び（一社）青森県建設業協会等へ周知（R3. 8. 25）
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ（R3. 9. 1～9. 30）
  - 関係32団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・感染防止対策等の強化（R4. 1. 20～4. 10）
  - 関係29団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - 関係32団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・厚生労働省及び健康福祉部からの通知を受け、建設業における社会機能維持者が新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合の取扱いについて、県ホームページにその概要等を掲載（R4. 1. 25）
- ・青森港新中央埠頭において、クルーズ船内で感染者が発生した場合を想定した情報伝達訓練及び感染者搬送訓練を実施（R4. 5. 19）

#### 【危機管理部】

- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージの実施（R3. 9. 1～9. 30）
  - 県主催の2イベント等（50名以上参加予定）について中止・延期
  - 県防災教育センターの休館
  - 関係11団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・感染防止対策等の強化（R4. 1. 20～4. 10）
  - 県主催の自主防災体験研修会（青森市）（50名以上参加予定）を中止

- 県防災教育センターの休館
- 関係 11 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- 関係 11 団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・これまでの感染防止対策に加えて、1 回当たりの見学者数を分けて、見学中の密を防ぐ受入れ体制をとり、県防災教育センターを再開(R4. 4. 11～)

#### 【観光国際戦略部】

- ・観光関係事業者及び関係団体に対し、感染防止対策の徹底に係る注意喚起を実施 (R3. 4. 6～4. 8)
- ・春祭りを開催する市町村等を対象に感染防止対策に係る緊急意見交換会をオンライン開催し、祭り等のガイドラインに基づく徹底した感染防止対策を求めるとともに、市町村と感染防止対策について意見交換を実施 (R3. 4. 14)
- ・県内宿泊事業者、観光事業者及び観光遊覧船事業者を対象に、感染防止対策に対する補助金(観光安全安心強化事業費補助)の受付を開始(申請期間:R3. 4. 16～R3. 9. 30)
- ・春祭りにおける感染防止対策の徹底を図るための実施状況に係る現地確認 (R3. 4. 19 弘前さくらまつり会場、R3. 4. 21 十和田市春まつり会場)
- ・観光関係団体に対し、各事業所等における感染防止対策の徹底周知のお願いを実施 (R3. 5. 18～5. 19)
- ・青森県祭り・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(ver1. 1 R3. 6. 4 更新版)を公表 (R3. 6. 4)
- ・以下の事業の予算成立(令和3年度6月補正予算)
  - 宿泊施設等における感染防止対策に要する経費に対する補助
  - 県民向け「青森県おでかけキャンペーン」
- ・県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」を令和3年7月17日より予約受付開始(宿泊対象期間:R3. 7. 18～12. 31)
- ・県内宿泊事業者を対象とする令和3年度青森県観光安全安心強化事業費補助金の受付開始(申請期間:R3. 8. 2～10. 29、補助対象期間:R2. 5. 14～R3. 12. 28)
  - ※令和3年度6月補正予算事業
- ・県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」の参加事業者に対し、感染防止対策の徹底に係る注意喚起を実施 (R3. 8. 3)
- ・県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」の新規予約を当面の間停止することを決定 (R3. 8. 6)
- ・夏祭りにおける感染防止対策の徹底を図るための実施状況に係る現地確認 (R3. 8. 7 十和田湖湖水まつり会場、R3. 8. 27 青森ねぶた祭代替イベント会場)
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ(R3. 9. 1～9. 30)
  - 県主催の3イベント等(50名以上参加予定)を中止・延期
  - 「青森県おでかけキャンペーン」の一時停止(R3. 9. 4～9. 30)
  - 県立美術館等の所管する3施設を休館等
  - 関係3団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・青森県立美術館、青森県営浅虫水族館、石ヶ戸休憩所について、通常営業を再



- 開 (R3. 10. 1)
- ・ 県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」の既存予約分の利用を再開 (R3. 10. 1)
  - ・ 県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」について、新規予約分の利用を再開し、予約受付期限を 12 月 31 日まで延長 (R3. 10. 9)
  - ・ 以下の事業の予算成立 (令和 3 年度 11 月補正予算)
    - 貸切バスの事業継続に要する経費に対する補助
  - ・ 県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」について、予約受付期限を令和 4 年 3 月 10 日まで延長するとともに、利用対象者に岩手県内居住者及び秋田県内居住者を追加 (R3. 12. 11)
  - ・ 「青森県おでかけキャンペーン」について、利用対象者に北海道内居住者を追加 (R3. 12. 19)
  - ・ 「青森県おでかけキャンペーン」に参加している宿泊事業者・旅行事業者を対象として、県内 6 地域において、PCR 検査等無料化事業の説明会及び抗原定性検査の検査管理者講習会を開催 (R4. 1. 13~1. 21)
  - ・ 「青森県おでかけキャンペーン」の新規予約を当面の間停止することを決定 (R4. 1. 14)
  - ・ 感染防止対策等の強化 (R4. 1. 20~4. 10)
    - 「青森県おでかけキャンペーン」の一時停止を継続 (R4. 1. 25~)
    - 県立美術館等の所管する 3 施設を休館等
    - 関係 3 団体に対し、注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
    - 関係 3 団体に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼 (R4. 3. 15)
  - ・ 貸切バスの事業継続のための「青森県観光二次交通事業継続特別対策事業費補助」を実施 (R4. 1~) ※令和 3 年度 11 月補正予算事業
  - ・ 以下の事業の予算成立 (令和 3 年度 2 月補正予算)
    - 浅虫水族館の使用料収入の減少に伴う指定管理委託料の増額
  - ・ 浅虫水族館の使用料収入の減少に伴う指定管理委託料の増額を実施 (R4. 3. 16)
  - ・ 県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」について、新規予約受付を再開し、予約受付期限を 4 月 28 日まで延長するとともに、利用対象者に宮城県内居住者及び山形県内居住者を追加 (R4. 4. 6)
  - ・ 県立美術館等の所管する 3 施設を開館等 (R4. 4. 11)
  - ・ 県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」について、予約受付期限を 5 月 31 日まで延長 (R4. 4. 20)
  - ・ 県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」について、利用対象者に福島県内居住者を追加 (R4. 4. 26)
  - ・ 県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」について、予約受付期限を 6 月 30 日まで延長 (R4. 5. 24)
  - ・ 県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」について、予約受付期限を 7 月 14 日まで延長 (R4. 6. 21)
  - ・ 以下の事業の予算成立 (令和 4 年度 6 月補正予算)

- ▶ 航空会社連携・全国向けプロモーション
- ▶ 貸切バス利用・団体旅行商品の造成促進
- ・県内居住者限定の宿泊キャンペーン「青森県おでかけキャンペーン」について、予約受付期限を8月31日まで延長（R4.7.14）

#### 【エネルギー総合対策部】

- ・関係事業者等を訪問し、感染防止対策の徹底と従業員への周知を依頼（R3.5.25～5.28）
- ・関係事業者等に対し、夏休み期間中における留意事項（R3.7.16 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）について、従業員への周知を依頼（R3.7.21）
- ・関係事業者等に対し、改めて感染防止対策の徹底と従業員への周知を依頼（R3.8.20）
- ・関係事業者に対し、災害復旧等の実施に係る感染防止対策の徹底を依頼（R3.8.23）
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ（R3.9.1～9.30）
  - ▶ 量子科学センターの研修利用を休止
  - ▶ 関係10団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・関係事業者等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止ポスター（令和3年10月1日版）を配布し、引き続き感染防止対策の徹底について従業員への注意喚起を依頼（R3.10.6）
- ・感染防止対策等の強化（R4.1.20～4.10）
  - ▶ 量子科学センターの令和3年度研修利用に係る新規予約を停止
  - ▶ 関係11団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - ▶ 関係11団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼

#### 【出納部】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内企業等の資金繰りを考慮し、側面的な支援として県の債務を通常の支払日より早く支払う（R2.5.1～）
- ・物品調達に係る定例一般競争見積りの方法を、入札形式（開札時業者立会）からオープンカウンター形式（開札時業者非立会）に変更（R3.9.28～）
- ・予定価格50万円を超える随意契約について、指名競争入札に準じて入札形式（開札時業者立会）で実施してきたものを、見積書提出期限までに持参又は郵送で提出を求める形式に変更（R3.9.27～）
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ（R3.9.1～9.30）
  - ▶ 物品納入事業者に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・感染防止対策等の強化（R4.1.20～）
  - ▶ 物品納入事業者に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - ▶ 物品納入事業者に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼

#### 【教育部】

- ・県立学校の部活動に係る対外試合等の活動及び外部人材の来校による直接の指導等の原則禁止等（R3.4.14～6.27）

- ・県立学校における感染拡大防止対策の実施状況について、管理職が毎日確認し、県教育委員会に報告（R3. 5. 21～）
- ・県内における感染拡大状況及び感染予防対策の徹底の必要性等を改めて周知・確認するため、地区別校長会議を開催（R3. 5. 21）
- ・県立学校で開催する学校行事について、感染拡大防止措置や開催方法の工夫などの措置を適切に講じるよう通知（R3. 5. 25）
- ・感染防止対策の徹底と従業員等への周知のため、関係団体等への訪問等による働きかけを実施（R3. 5 中旬）
- ・各種大会に参加する児童生徒に対し、感染拡大防止に関するルールを遵守するよう指導を徹底するとともに、大会終了後は健康観察を徹底するよう通知（R3. 6. 2）
- ・学校における感染拡大防止のため、より速やかな臨時休業措置等、適切に対応するよう通知（R3. 6. 16）
- ・学校外の活動における感染予防対策を徹底するよう通知（R3. 6. 25）
- ・県立学校の部活動に係る対外試合等の活動及び外部人材の来校による直接の指導等を県内に限り実施可能とする（R3. 6. 28～8. 12）
- ・夏季の熱中症リスクが高まる中、文化祭等の学校行事において、感染拡大防止対策を徹底するよう通知（R3. 7. 2）
- ・夏季休業後の感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」を児童生徒、保護者及び教職員に対して周知するとともに、感染防止対策の適切な実施について指導等を行うよう通知（R3. 8. 5）
- ・県立学校の部活動に係る対外試合等の活動及び外部人材の来校による直接の指導等の原則禁止等（R3. 8. 13～8. 31）
- ・学校教育活動の中で感染リスクの高い学習活動や行事等について、中止や延期等を検討するよう通知（R3. 8. 20）
- ・県立学校の部活動の活動日数を週 3 日以内とする（R3. 8. 23～8. 31）
- ・学校等における感染拡大防止対策の目的や考え方を、県立学校の児童生徒に理解してもらうための教育長メッセージを送付（R3. 8. 31）
- ・管理職が緊急対策パッケージの取組状況を毎日点検及び県教育委員会へ報告（R3. 9. 1～9. 30）
- ・青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ（R3. 9. 1～9. 30）
  - 県主催の 16 つのイベント等（50 名以上参加予定）について中止・延期
  - 所管する教育・体育施設 10 施設を休館等
  - 県立学校における感染防止対策について通知（パッケージの取組を踏まえ R3. 8. 27 に通知）
    - ・風邪症状が見られる場合は休ませる、学校行事等の原則中止・延期、部活動の禁止、外部人材による直接指導の禁止などの対策強化（R3. 9. 1～9. 30）
  - 各市町村教育委員会教育長に対し、県に準じた対策を講じるよう協力依頼（R3. 8. 27）
  - 関係 35 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・パッケージ終了後の県立学校における感染防止対策について通知（R3. 9. 28）
  - 基本的な感染症対策を徹底した学校行事等の実施、週 3 日以内の部活動の実

施、対外試合等の原則禁止、外部人材の来校による直接指導の原則禁止など、場面に応じた感染防止対策の徹底（R3. 10. 1～10. 18）

- ・感染状況の落ち着きを踏まえた県立学校における感染防止対策について通知（R3. 10. 18）
  - 基本的な感染症対策を徹底した学校行事等の実施、部活動の日数制限の解除、県内の学校間に限定した対外試合等、必要最小限での外部人材による指導など、適切な感染防止対策の下での学校教育活動の実施（R3. 10. 19～）
- ・感染状況を踏まえた県立学校における感染防止対策の変更について通知（R3. 11. 12）
  - 県内外問わず他校との試合及び合宿について、実施地域の感染状況等を確認の上、必要最小限にとどめ、万全の感染防止対策を講じた上での実施を可（R3. 11. 12～）
- ・県立学校における修学旅行のキャンセル料への支援の実施（令和3年度11月補正予算）
- ・感染状況に係るレベルが2に移行したことに伴い、以下を県立学校へ通知（R4. 1. 13）
  - 県立学校の部活動の制限（公式試合以外の他校との試合は県内の即日での実施に限定、全国・東北大会を除く合宿の禁止、外部人材は県内に限定等）（R4. 1. 13～）
  - 学校教育活動の中で感染リスクの高い学習活動や行事等について、感染拡大防止の措置を適切に講じ、地域の感染状況等を踏まえ必要に応じて中止や延期等を検討すること（R4. 1. 13～）
- ・感染防止対策等の強化（R4. 1. 20～4. 10）
  - 県立学校における感染防止対策について【R4. 1. 20 通知（R4. 1. 20～）】
    - ・学校行事等は慎重に検討等
    - ・部活動の活動日数制限等
    - ・各市町村教育委員会教育長及び総務部を通して私立学校に対し、県に準じた対策を講じるよう協力依頼
  - 【R4. 2. 4 通知（R4. 2. 7～）】
    - ・短縮授業の実施等、学校生活のあらゆる場面で可能な限り密を避ける対応の徹底
    - ・部活動・対外試合等の原則禁止
    - ・各市町村教育委員会教育長及び総務部を通して私立学校に対し、県立学校の取組を参考に各校の実情を踏まえた対策を強化するよう協力依頼
  - 【R4. 3. 18 通知（R4. 3. 22～）】
    - ・県立学校における対策は、原則として継続するよう通知
    - ・部活動については、厳格な感染防止対策を講じたうえで限定的に実施
    - ・各市町村教育委員会教育長及び、総務部を通じて私立学校に対し、県に準じた対策を講じるよう協力依頼
  - 県主催の77イベント等（50名以上参加予定）を中止・延期
  - 所管する教育・体育施設10施設を休館等

- ▶ 関係 35 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ▶ 関係 35 団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・ 警戒強化レベルでの県立学校における感染防止対策について通知 (R4. 4. 7)
  - ▶ 感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は慎重に検討。学校行事等は密を避け、必要に応じて中止や延期などについて検討 (R4. 4. 11～)
  - ▶ 部活動は、厳格な感染防止対策を講じた上で実施 (合宿や県外校との練習試合等は禁止) (R4. 4. 11～)
- ・ 所管する 9 施設 (県立図書館、県近代文学館、県総合社会教育センター、梵珠少年自然の家、種差少年自然の家、県武道館、県営スケート場、新総合運動公園・総合運動公園、三内丸山遺跡センター) について、徹底した感染防止対策を実施した上で、利用等を開始 (R4. 4. 11～)
- ・ 臨時校長会議を開催し、感染が拡大した部活動において確認されたリスクが高いと思われる行動等について周知し、感染予防の徹底を指示 (R4. 5. 13)
- ・ 県立学校における感染拡大防止対策の変更について通知 (R4. 5. 16)
  - ▶ 「部活動における感染対策チェックリスト」による毎日の点検を徹底するとともに、児童生徒へ感染防止対策の必要性等の注意喚起を行うこと。
  - ▶ 対外試合 (公式試合以外) の実施に当たっては、その必要性を十分に検討し、必要最小限にとどめ、以下の事項を厳守すること。
    - ・ 公式大会に準じた感染拡大防止対策を講じること。
    - ・ 相手校との接触の機会を最小限にとどめること。
    - ・ プレー時以外は常にマスクを着用し、大声をださないこと。
    - ・ バスを利用する際、常時換気の実施や私語・飲食を行わないなど、感染対策を徹底すること。
- ・ 学校体育団体及び教育研究団体が主催・共済する各種大会に参加する際の感染拡大防止の徹底について通知 (R4. 5. 31)
  - ▶ 各大会参加児童生徒に対し、主催者が定める感染拡大防止対策に関するルール遵守の指導を徹底すること。
  - ▶ 大会終了後 10 日から 2 週間は、健康観察について特に留意すること。
- ・ 県立学校における感染拡大防止対策の変更について通知 (R4. 6. 13)
  - ▶ 熱中症対策を優先し、マスクを着用しない場合は、身体的距離を確保する等感染対策を徹底すること。
  - ▶ 全国・東北大会に出場する選手・チーム等は、公式大会に準じた感染拡大防止対策など、感染対策を徹底した上で宿泊を伴う練習試合等の実施を可能とすること。
  - ▶ 練習場所が限られるなどにより合宿形式での練習が不可欠と校長が認める場合は、合宿の実施を可能とすること。
  - ▶ 県外の人材の来校による直接の指導が、教育活動上不可欠だと校長が判断する場合、適切な対策を講じた上で実施を可能とすること。
- ・ 感染者数が増加傾向にあること等を踏まえ、特に文化祭や遠足・修学旅行等、児童生徒の活動や県内外の移動の実施に当たり、実施内容を管理職が再度確認し、学校における感染拡大防止対策を徹底するよう通知 (R4. 7. 12)

## 【警察部】

- ・ 県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに、全警察署が警察署新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（R2. 3. 23～）
- ・ 運転免許証の有効期間の 3 か月延長措置（有効期間が令和 3 年 12 月 28 日までの者、及び既に延長措置を行い、延長後の有効期間が令和 3 年 12 月 28 日までの者が対象）（R3. 9. 27）
- ・ 免許試験受験者の集中期間における更新手続者との密集防止のため、八戸・弘前自動車運転免許試験場において運転免許更新及び運転免許試験業務を曜日ごとに区分して実施（R3. 2. 1～R3. 5. 31）
- ・ 仮免許の有効期限及び指定自動車教習所が発行する卒業証明書の技能試験免除期間について、当該期限等内に緊急事態期間を含む場合には、有効期限及び免除期間に緊急事態期間を加える措置（令和 3 年 12 月 28 日までに申出があった者が対象）（最大 280 日間延長（緊急事態期間 1：R2. 4. 8～5. 25 の 48 日間、緊急事態期間 2：R3. 1. 8～3. 21 の 73 日間、緊急事態期間 3：R3. 4. 25～9. 30 の 159 日間））（R3. 2. 5～）
- ・ 青森、八戸、弘前、五所川原、黒石、十和田、三沢、むつの 8 警察署に抗原定性検査キットを配分し留置施設で活用（R3. 8. 20）
  - ※抗原定性検査キット：薬事法令上の承認を受けた簡易検査を行うキットで、検体を鼻腔から自己採取し、約 15～30 分で結果が判明
- ・ 青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ(R3. 9. 1～9. 30)
  - 県警察主催の 12 イベント等（50 名以上参加予定）について中止・延期
  - 関係 9 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
- ・ 感染防止対策等の強化(R4. 1. 20～4. 10)
  - 県警察主催の安全安心まちづくりコンサート in あおもり（50 名以上参加予定）を中止
  - 関係 9 団体等に対し注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼
  - 関係 9 団体等に対し、「具合が悪い人は休ませる」といった職場環境づくりなどの注意喚起や感染防止対策の徹底等について協力依頼

令和4年8月3日  
青森県健康福祉部

## 新型コロナウイルス感染症について

### ○ 県内の状況

#### 1 感染者の状況（8月2日 16時30分現在）

- ・ これまでに判明した感染者 91,172名
- ・ 入院者 265名
- ・ 宿泊療養者 123名
- ・ 自宅療養者 8,562名
- ・ これまでに確認された死亡者 142名（疑似症患者1名含む）

#### 2 検査の状況（8月2日 16時30分現在）

306,212件（陽性91,172件、陰性215,040件）

#### 3 相談センターの相談件数（8月1日現在）

107,368件

#### 4 新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数（8月1日現在）

71,363件

令和4年8月2日  
16:30現在  
健康福祉部

感染症患者の療養・検査状況

1 療養状況（感染症患者のみ）

人数	入院者数	宿泊療養者数	自宅療養者数	入院等調整者数	療養完了者数	死亡者	計
重症	3						3
前日比	+0						+0
中等症	36						36
前日比	+5						+5
その他	226	123	8,562	4,002	78,079	141	91,133
前日比	+8	-11	-291	+549	+1155	+0	+1410
合計	265	123	8,562	4,002	78,079	141	91,172
	+13	-11	-291	+549	+1155	+0	+1415

※病床使用率 58.6% ( 265 / 452 床)

※上記死亡者のほかに疑似症患者の死亡者1

2 検査状況

検査済み			検査中
陽性	陰性	計	
91,172	215,040	306,212	179

※「検査中」の件数は、県環境保健センターに搬入済の検体数を計上。